

# 就学相談について

旭川市立の小・中学校では、発達障害や知的障害、肢体不自由などの特別な教育的ニーズのある児童生徒に対し、多様な学びの場において一人一人の実態に応じた指導や支援を行っております。

特別支援学級等の学びの場への入級や通級は、教育委員会が決定することになっており、その場合は、就学相談のお申し込みが必要になります。

## ● 就学相談とは

- 小学校入学時の学びの場を決めるための相談です。
- 特別支援学級や通級指導教室、特別支援学校での学びを希望する場合は、必ず就学相談を実施しなければなりません。
- 就学相談では、お子さんの実態を把握し、保護者のご希望等をお聞きする中で、実態に応じた支援の内容や方法、小学校入学後の学びの場について検討します。

☆ お子さん及び保護者の意向を最大限尊重する趣旨から、就学相談実施後には、検討（決定）した学びの場への入級や通級について、意向確認を行います。

☆ 小学校入学後の学びの場の変更も可能ですので、その際には小学校にご相談ください。

## ● 就学相談の流れ

- ① 保護者から教育委員会に就学相談の申込みを行います。
- ② 教育委員会が申込書を受理した後、就学相談員（小・中学校や特別支援学校の先生）から直接保護者に連絡し、就学相談の日時と場所（主に就学予定の小学校）について打ち合わせを行います。
- ③ 就学相談では、保護者とお子さんの面談を行います。
- ④ 就学相談後、結果を教育委員会から保護者に通知します。
- ⑤ 保護者は、「意向確認書」を教育委員会に提出します。
- ⑥ 小学校入学後の学びの場が決定します。

## ● 就学相談の申込方法

就学相談は、次の URL もしくは QR コードからご確認いただき、電子申請によりお申し込みください。

また、紙媒体でのお申し込みも受け付けておりますので、旭川市のホームページから関係書類をダウンロードするか、園や事業所等から入手、又は学務課特別支援教育担当までお問い合わせください。

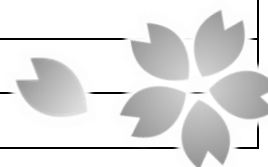


【URL】 [https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/](https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/251/252/p000923.html)

[kurashi/218/251/252/p000923.html](https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/251/252/p000923.html)

## ● 小学校入学までの日程

|            |                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------|
| 6月上旬       | 保育園・幼稚園・通園センター・デイサービス等に就学相談の案内を配布<br>市役所（学務課）HP に就学相談の案内を掲載 |
| 6月中旬～12月中旬 | 就学相談の申込受付 ※特別支援学校を希望している場合は7月末まで                            |
| 6月中旬～12月   | 就学相談の実施                                                     |
| 10月～11月    | 就学時健康診断（原則は入学予定の小学校が会場）                                     |
| 11月下旬～1月   | 学びの場に係る保護者への結果通知と意向調査／学びの場の決定                               |
| 12月～1月     | 入学指定通知の発送（就学先の小学校の決定）                                       |
| 2月中旬       | 新1年生一日入学（入学説明会）                                             |
| 4月上旬       | 入学式                                                         |



就学相談の前に、保護者の方だけでも良いので、学校見学に行ってみてはどうでしょうか。  
小学校は、来年度入学予定のお子さんについて知りたいと思っています。  
各小学校では、教頭先生が窓口となり、特別支援教育コーディネーター等が対応します。

## ● 旭川市における多様な学びの場

|          |        |                                                                                                                                   |                                                                                      |
|----------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 市立小学校    | 通常の学級  | 一斉指導を基本としながら、困り感のある児童については、その実態に応じ、内容や方法を工夫した指導を行います。                                                                             |  |
|          | 通級指導教室 | 主に通常の学級で学習しながら、週の数時間を自校や他校に設置された特別な教室に通って、困難の改善・克服のための学習を行います。<br>■ 言語障害、難聴、情緒障害、学習障害等の各通級指導教室 ※時間数は週1～8時間（学習障害等通級指導教室の下限は月1時間）   |                                                                                      |
|          | 特別支援学級 | 個別指導や小集団指導を中心に、一人一人の実態に応じた指導や支援を行います。<br>また、通常の学級との「交流及び共同学習」を通し、社会性を育み相互理解を深めます。<br>■ 知的障害、病弱・身体虚弱、肢体不自由、自閉症・情緒障害、弱視、難聴等の各特別支援学級 |                                                                                      |
| 道立特別支援学校 |        | 実生活を重視した学習を通し、日常生活を送るために必要な力や将来の自立に必要な力を身に付けます。<br>■ 旭川盲学校、旭川聾学校、旭川養護学校、鷹栖養護学校（石狩川以北にお住まいの方）、東川養護学校（石狩川以南にお住まいの方）                 |                                                                                      |

◇ 就学相談申込時には、育ちと学びの応援ファイル「すくらむ あさひかわ」の様式1、2、3-1、4-1、6-1、8、10の提出が必要です。  
「すくらむ あさひかわ」のその他の様式については、お子さんの成長や状況に合わせて、必要な時に必要なシートを幼稚園や保育園等、小・中学校、その他の関係機関とともに作成し、情報の共有やお子さんの育ちと学びを支えるツールとして、ぜひご活用ください。

※すくらむの全ての様式はこちら



本件に関するお問い合わせ先

旭川市教育委員会 学校教育部学務課 特別支援教育担当  
070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎4階  
TEL 0166-25-7564 FAX 0166-24-7011